令和２年７月９日

(独)農業者年金基金

令和２年度農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針

１　概要

農業者年金記録管理システム(以下｢システム｣という。)は、平成２６年２月２４日に

運用を開始しました。

　市町村段階の業務受託機関において、本庁や本店等とともに農業者年金業務を行っている支庁や支店等もシステムを利用することにより、事務処理期間の短縮等による被保険者・受給権者等へのサービスの向上や業務受託機関における事務処理負担の軽減等が図られます。

　このため令和２年度においても、平成２６年度からの毎年の取組として、全ての業務受託機関の本庁・本店等での利用及び農業者年金加入者との窓口となる支庁・支店等での利用の拡大という観点からシステムの普及拡大に努めるものとします。

　なお、令和２年３月３１日時点での業務受託機関におけるシステムの利用登録状況は、農業委員会では７６．５％、農業協同組合では８７．２％となっています。

２　普及拡大の目標

　　全業務受託機関（農業者年金業務を行っている支庁・支店等を含む）でのシステム

の利用。

３　取組の方法

　(1)基本方針

都道府県段階の業務受託機関は、①システムを利用していない市町村段階の業務受託機関（システムの利用登録をしているが利用していない業務受託機関及び農業者年金業務を行っているが、システムを利用していない支庁・支店等を有する業務受託機関を含む。以下「未利用受託機関」という。）に対してシステムの利用を、②システムを利用している業務受託機関に対するシステム利用者の交替時におけるシステム利用の適確な引継ぎによるシステム利用の継続性の確保を働きかけるものとします。

　(2)基金の対応

　　 令和元年度のシステム利用に関する調査において、過去１年間、記録管理システム

を利用しなかった業務受託機関に対して利用しなかった理由を調査したところ、「従来から書面で処理しているため」及び「利用方法がわからない」とした回答が平成30年度調査と同様に多い結果となりました。

これを踏まえ、「従来から書面で処理している」とした業務受託機関に対しては、昨年度に引き続き、現地でのヒアリングや対応策の打合せを行い、システム利用への移行を促す取組を行います。

また、「利用方法がわからない」とした業務受託機関に対しては、システム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）として、研修会等に活用できるよう新たに「農業者年金記録管理システムの操作手引き（試行版）」を農業者年金基金ホームページの業務受託機関担当者専用コーナーに掲載しております。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が行う利用の働きかけを支援するため、要請を受けて次の取組を行うものとします。

1. 市町村段階の業務受託機関別の管理対象加入者数等の情報提供
2. 都道府県段階の業務受託機関が実施するシステムの研修会等への講師を派遣す

る際には、基金職員はマスク着用等の感染予防対策をした上で、可能な限り対応し本システム利用のメリット及び操作方法等についての理解を深めていただくように努めます。

　(3)都道府県段階の業務受託機関の対応

都道府県段階の業務受託機関は、①システムによる処理状況確認機能を定期的に活用し、事務処理遅延を防止するとともに、市町村段階の業務受託機関に対して、②システムの処理状況確認機能の活用を進めるとともに、システム利用者の交替時の適確な引継ぎを行うこと、③システムを未だ導入していない業務受託機関に対して、当システムの速やかな導入について指導方よろしくお願いします。

また、未利用受託機関において、システムを利用できない事情がある場合は、その事情を解消するための相談対応の実施をお願いします。

　④市町村段階の業務受託機関へのシステム研修会の開催をお願いするとともに、新型コロナウィルス対応等で研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載している「農業者年金記録管理システムの操作手引き（試行版）」の紹介及び活用をお願いします。